

不利益処分の処分基準

処 分 名		えい地使用場所の移転及び返還命令		
根拠例規及び条項		多治見市霊園の設置及び管理に関する条例（昭和 42 年条例第 8 号）第 19 条第 1 項		
所 管 部 課 名		環境文化部 環境課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	個別に判断する事項であり、審査基準は定めていない。 （使用場所の移転及び返還命令） 条例第 19 条 市長は、霊園の管理その他事業執行上必要があると認めるときは、使用場所又は所在物件を移転又は返還させることができる。 2 前項の規定により移転又は返還させたときは、市長は、換地及び補償料を交付する。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
	備 考			